

## 講演会当日に紹介できなかった会場からの質問

常識的に見て、明らかにわがままとしか言いようのない事例が多いが、被害者の主観だけで決めることは、法律や精神医学などで問題にならないのか？

実際にこのような内容のDVを申し立てられた場合、どのように対処すればいいのか？

日本ではほとんどの場合、夫が加害者となっているが、アメリカでも同じなのでしょうが？

主観にもとづく親子の引き離しを防ぐために、我々はどのようにしていけばいいのでしょうか？

本人を診察せず、精神科の診断書を発行、虚偽取得している。この場合の時効は？今後も利用される恐れあり。診療の時、本人は知らない薬が処方されていた。自分は受け取っていない。後日カルテにて発見。

妻は昨年暮れに2才5ヶ月の娘を連れて家出し別居。統合失調症持ち(手帳3級)で2級を申請しようとしているらしい。妻の通院先のドクターと、私(不眠症)のドクターが同じであるが、診断書がドクターから見たら”知ってる夫婦”ということで、本来の診断書は作成できるものか？簡単に精神障害者3級から2級へあげられると知っておどろきました。

「結婚当初からの暴言・暴力により、うつ病・PTSD・パニック発作を引き起こされていました」との診断書を提出された。

カルテ保存は5年間ですが、5年以上昔のものは分からないということで診断書は無効なのですか？それともカルテがなくても有効なのですか？

PTSDで働けなくて生活保護を受けている妻が、子育てはできると言って監護権を離しません。子供は無断欠席(小学校1年)、学習の遅れを先生から言われています。この病名で監護可能と言えるのでしょうか？

DV法について:行政命令であり(?)もし”でっち上げ”等があった場合、科料の規定があるがなされないのはなぜ。又、行政不服で国家、又は裁判官の重大かつ明白な”カシ”で損害裁判できないか？

私の場合は受診していない息子の診断書を出してきた。医師法20条違反でもあるが、裁判所はDV申立で可能性があると判断した。司法の自由心証に問題があるのでは。

この連れ去り行為もそう思うが、虚偽のDV主張に対し、事実確認の為、刑事(事件)として動かないものか？今後の可能性は？罰則はつけられないものか？また、これらを主張弁護している弁護士にも罰則等つけるとか裁判所の厳しい注意はないものか？

この様な虚偽の主張をした者には、人間性の問題として、親権(監護権)はいかない位の法、規制は必要に思う。現在の面会交流できない主問題になっている。

調停中ですが、「相手が医師の診断書を出してきたので、次回反論して下さい」と裁判所から言われましたが、内容を見せてくれと言っても裁判所は見せてくれません。何をどう反論すればよいのでしょうか？

DVについて、相手は自宅に「DVを悪用する」という自筆の書類を忘れ出て行きました。それを元に役所、警察署に説明したのですが、「悪質であきらかにうそであるのは分かるが、法で一回認めてしまったものを法にしたがって仕事をしている立場(公務員)なので何もできない」という回答でどうにもなりません。DVはうそであるということが相手の書類で証明できるのに、相手は書類を取り戻すことに必死です。

現在別居10ヶ月目です。暴言もDVのうちの一つと定義するのであれば、私の方にも妻の方にもDVはあったと思います。妻は心療内科に3回通院し胃炎を患っていたのは事実で、私の暴言によりそれらの症状が引き起こされたと言ってくる可能性があります。ただ、暴言と症状との因果関係を証明するのは難しいと思います。時系列的には早い段階から症状が出ていたと思います。その他、給与が減ったことなど、将来に対する不安などの要素もあるように思います。こういう場合はどう判断されるのでしょうか？

精神的暴力を主張され調停中ですが、具体的な内容を調停委員に問うても、話をしてくれません。「過去のことを聞いても仕方ないでしょ」と委員に言われております。相手主張の内容を具体的に聞くにはどうしたら良いのでしょうか？

DVを悪用し、子供に会わせない事自体が、子供への虐待だと思うのですが、裁判所が、調停が始まったばかりだから時期尚早と言います。このような行為自体を訴える事はできないですか。

3人の息子(小4、小3、小1)から引き離されて半年がたちます。妻は産後うつと境界性人格障害の典型的なタイプのため、子どものためにDVに耐えてきたのですが、去年の夏に家を追われて別居状態になりました。面会交流の調停では、私が「突然泣き出す」「胸を押さえて倒れる」「トイレに入って出てこない」など情緒不安定を理由に「子どもに会わせることが不安」と主張されています。対応策のアドバイスをいただけないでしょうか。

### 講演会当日に紹介できなかった会場からの質問

親が子に付きまとい、接近等(運動会、通学路他)した場合、ストーカー罪は成立しうるのか？

最近、ハーグ条約の事がニュースになる事がありますが、国内法はどうなるのでしょうか？

DV加害者とされた側の反論を聞かず、保護命令が出された件数はいくつあるか？また、保護命令は全体で年間何件程度出ているのか？

相手がDVを主張した場合、連れ去り、別居、引き離し等有利に進められてしまう。調停の場ではDVの真偽について話し合われたりはしないが、離婚、面会において不利になってしまう。相手が離婚裁判を起こすのを待つしかないのか？DVがなかったとしても、何年も時間がたっしまい、親権や子供との関係がこわされてしまうのに何もできないのか？何故相手がDVを申し立てた時点で確認することをしないのか？

離婚裁判は どのくらいの期間で、判決が必ず出るのか。  
離婚が先に裁判で判決が出るのか？(財産分与等の判決の前に)  
裁判になった場合、相手側の立ち会いのもと話ができるのか。  
子供は裁判離婚の内容を見る(知る)資料等ことができるのか。